

第3 外部監査の結果報告

「京都市芸術文化振興計画」について

1 「京都市芸術文化振興計画」の策定

京都市芸術文化振興計画（以下「文化振興計画」という。）は、京都市における芸術文化行政の今後の中・長期的指針として策定されたもので、その基本的視点として、3点を掲げ、これに基づき、今後取り組むべき方向性とそれらに対応する具体的施策案を明らかにしている。

この計画が策定されるまでに、平成5～6年度の2箇年にわたり、京都の芸術家（団体）にヒアリング調査を行い、京都の文化・芸術の振興を考える懇談会が設置され、さらに策定委員会には、検討委員会分科会が置かれ、周到な準備のうえで、平成8年6月にまとめられた。

ア 文化芸術振興基本法等

昭和53年（1978年）10月15日、京都市は、世界文化自由都市宣言を行った。

平成13年12月、国会において、「文化芸術振興基本法」が成立したが、京都市においては、この時点には、世界文化自由都市宣言の理念及び文化振興計画に基づき、多くの施策が実施に移されている。

イ 世界の芸術文化交流の拠点

現在の京都における文化・芸術の実態や問題点を冷静に分析してみると、やはり、世界文化自由都市宣言の実行は容易ではない。千年の都としての歴史を持つ京都は、数多くの優れた文化を創出し、これを練磨・熟成してきたが、その伝統は、現在にも受け継がれているかといえば、必ずしもそうではない。

東京へのすさまじい一極集中が進んだ一方、全国の都市における積極的な文化振興への取組や、国際的規模での文化交流が展開されていく中で、近年、京都の文化創造力・発進力の停滞や相対的な地位の低下には歴然たるものがある。

このような現状にあって、京都が今後も芸術文化都市として発展を続け、世界に貢献し、京都が京都であり続けるためには、文化・芸術の発展を最重要の都市政策として掲げ、芸術家、市民、企業、行政が一体となって積極的かつ継続的に取組を進めることが必要である。

今後は、この振興計画に基づく取組を進めることによって、「世界の芸術文化交流の拠点」としての芸術文化都市・京都を構築しなければならない。

2 文化振興計画推進事業

(1) 文化振興計画推進体制

この計画の推進体制として、平成9年5月に芸術家、学識経験者、企業代表者からなる「京都市芸術文化委員会」を、翌平成10年6月には、行政内部の横断的な組織である「京都市芸術文化振興推進会議」を設置した。

この結果、「京都市芸術文化委員会」で発議・検討された事項が、「京都市芸術文化振興推進会議」において、関係局による実務的な視点で討議・整理されるなどの推進体制が確立した。以降、この推進体制を中心に各種取組を進められており、平成12年4月には、文化振興計画に掲げる6点の振興の方向性を統括し、京都の芸術文化の振興を図るための中心的拠点となる「京都芸術センター」を開所し、次いで、「京都市芸術文化特別奨励制度」を創設するなどの推進が図られている。

現時点における文化振興計画の進ちょく状況は次のとおりである。

(2) 文化振興計画進ちょく状況（平成14年7月1日現在）

具体的施策案とその進ちょく状況は、次のとおりである。

項 目	施 策	部 局	進 ちょ く 状 況		
			実施済 又は 実施中	一部実 施又は 着手	検討・ 準備中
芸術家育成と活動の支援	<p>京都アートセンター（仮称）の開設</p> <p>文化事業奨励金制度創設</p> <p>オルタナティブ・スペースでの芸術活動など新しい芸術の在り方の支援</p> <p>顕彰制度の検討・充実</p> <p>芸術祭典・京の発展・充実</p> <p>アトリエ、練習室付住宅の提供・建設補助制度</p> <p>芸術系大学の充実</p> <p>大学間の芸術文化交流の促進</p> <p>ACC D（アート・センター・カレッジ・オブ・デザイン）の誘致</p> <p>制作・練習・保管施設の設置・運営の支援</p> <p>芸術文化コーディネーターの発見と育成</p>	<p>文化市民局</p> <p>文化市民局</p> <p>文化市民局</p> <p>文化市民局</p> <p>産業観光局</p> <p>文化市民局</p> <p>文化市民局</p> <p>都市計画局</p> <p>総務局</p> <p>総合企画局</p> <p>産業観光局</p> <p>文化市民局</p> <p>文化市民局</p>			
市民芸術文化活動の振興	<p>文化事業奨励金制度の創設</p> <p>学校教育における芸術教育の重視</p> <p>学校教員の芸術系大学での研修プログラム</p> <p>市民の生涯学習の機会の提供・公開講座の開催</p> <p>鑑賞機会の提供</p> <p>市民の創造活動施設の整備</p> <p>青少年の芸術文化活動の支援</p> <p>市民の芸術文化交流の促進・市民芸術文化祭の開催</p>	<p>文化市民局</p> <p>教育委員会</p> <p>教育委員会</p> <p>文化市民局</p> <p>文化市民局</p> <p>文化市民局</p> <p>文化市民局</p> <p>総務局</p>			

<p>情報発信力の強化</p>	<p>京都の芸術家・芸術文化団体・関係者のデータベース化と年鑑の発行 京都に関連する映像の収集・保存・公開</p>	<p>文化市民局 産業観光局 文化市民局 総合企画局</p>			
<p>芸術文化交流の促進</p>	<p>国際的な芸術催事の定期的な開催 国内外から芸術家の招聘・滞在・公開制作のシステムの整備 各国の芸術文化交流センターとの連携・協力 WCC（世界工芸協議会）本部の活動支援 国内外からの技術者の伝統技術習得プログラムの整備 国際的な芸術コンペティション・コンクールなどの開催支援 留学生の受入体制の整備と活動・研究協力者のネットワークづくり 芸術家・技術者の海外派遣の検討</p>	<p>文化市民局 文化市民局 文化市民局 産業観光局 文化市民局 総務局 産業観光局 文化市民局 総務局 文化市民局 総務局</p>			
<p>芸術文化環境の向上とその活用</p>	<p>京都市美術館の充実 音楽振興拠点としての京都コンサートホール充実 京都会館、アバンティール、地域文化会館の整備・充実と既存の芸術文化施設のネットワーク化 コレクターズ・ミュージアムの設置 「まちづくりセンター」設置の支援と活動協力 公共施設に芸術的視点の導入 うるおいのある都市空間づくり 神社仏閣・河川敷など、魅力的な空間の芸術文化活動の場所としての提供 民間施設の文化機能の整備推進</p>	<p>文化市民局 文化市民局 文化市民局 文化市民局 都市計画局 都市計画局 総合企画局 建設局 文化市民局</p>			

芸術文化産業の振興と相互連携	芸術文化産業の振興と芸術文化の産業化 新しい映画都市づくり 地場産業と連結した研修・実習の制度化 芸術文化活動を支える伝統的な技術の保存・伝承 企業の芸術文化活動への支援・顕彰	文化市民局 文化市民局 産業観光局 総務局 産業観光局 文化市民局			
計画に掲げる具体的施策案	京都芸術文化委員会の設置 京都市芸術文化振興推進本部(仮称)の設置 芸術文化事業実施組織 京都文化基金(仮称)の設置	文化市民局 文化市民局 文化市民局 文化市民局			未実施

(3) 京都市芸術文化振興計画推進プログラム(芸術文化の都づくりプラン)の策定

京都市は、平成15年2月、文化振興計画の一層の推進を図るため、これまでの取組を総括するとともに、近年の芸術文化を取り巻く状況の変化に対応した文化振興計画のアクションプランとして、「京都市芸術文化計画推進プラン(芸術文化の都づくりプラン)」策定するための素案をまとめている。

平成8年文化振興計画策定後、今日までの7年間の取組、芸術文化を取り巻く社会状況の変化に加えて、「社会的状況の変化、市民のニーズを把握し、文化施設と事業を効果的に関連付け、自主的な芸術文化活動が都市全体に広がっていく仕組の構築」等の課題を提示し、広く市民からの意見・提案の募集を行っている。

3 芸術文化振興計画推進事業費

芸術文化振興計画推進事業は、文化振興計画策定以後においては、芸術文化委員会経費、市民文化講座等が主たるもので、事業費の額・内容は、文化課の各年度の決算資料によると、次のとおりである。

決算額

(単位：円)

費目	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
報償費	296,580	304,888	231,777	55,555	211,109
旅費	105,210	33,330	77,180	33,330	0
需用費	20,328	64,113	73,841	23,034	83,550
役務費	0	0	2,725	0	0
委託料	0	0	0	0	304,500
使用料及賃借料	74,205	132,275	52,435	72,177	107,500
計	496,323	534,606	437,958	184,096	706,659

< 監査意見 >

- 1 京都市芸術文化委員会は、京都の芸術文化全体を振興させるためのプレインとしての機能が期待されている。特に現在の厳しい財政事情のなかで芸術文化の振興を図っていくためには、その機能が最大限に活用されるべきである。したがって、行政の内部組織である「芸術文化振興推進会議」との協議のほか、京都市の芸術文化担当の諸部門に在職するいわゆる「専門職」と称される職員その他京都市の芸術文化事業を受託している財団法人京都市音楽芸術文化振興財団、財団法人京都市芸術文化協会の職員との情報交換の場など、「京都市芸術文化委員会」が「現場の声」に直接触れる場を設けるなどして、委員会の一層の活用を図ることが必要である。
- 2 文化振興計画の早期実現を図るため、現在一部実施及び実施に向けて準備中の施策についても、すみやかに内容、諸条件を精査したうえ、市民の提案を反映させた具体的な計画書を作成し、着手、完成に努められたい。